

# 平成 27 年度第 26 回人事委員会臨時会会議結果

1 開催日時 平成 28 年 3 月 16 日 (水) 午前 10 時 01 分

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司  
委員 飛澤 重嘉  
委員 小原 忍

事務局長 佐藤 新  
総括課長 坊良 英樹  
総務・任用担当課長 加藤 勝章  
審査・給与担当課長 藤村 朗

## 4 議題

### (1) 会議の公開・非公開の決定

会議の冒頭、議案第 9 号から議案第 14 号まで及び協議事項 1 から協議事項 3 までを非公開とする旨決定

### (2) 議題

議案第 1 号	岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部改正について	(公開)	資料はこちら
議案第 2 号	人事記録の管理に関する規則の一部改正について	(公開)	資料はこちら
議案第 3 号	職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について	(公開)	資料はこちら
議案第 4 号	給料の特別調整額に関する規則の一部改正について	(公開)	資料はこちら
議案第 5 号	職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正について	(公開)	資料はこちら
議案第 6 号	級別職務区分表の告示の一部改正について	(公開)	資料はこちら
議案第 7 号	岩手県人事委員会事務局規定の一部改正について	(公開)	資料はこちら
議案第 8 号	岩手県人事委員会公印規定の一部改正について	(公開)	資料はこちら
議案第 9 号	平成 28 年度岩手県職員採用 I 種試験の実施について	(非公開)	
議案第 10 号	平成 28 年度岩手県職員採用 II 種試験の実施について	(非公開)	
議案第 11 号	平成 28 年度岩手県職員採用 III 種試験の実施について	(非公開)	
議案第 12 号	平成 28 年度岩手県任期付職員採用試験の実施について	(非公開)	
議案第 13 号	平成 28 年度岩手県警察官採用試験の実施並びに警視總監、千葉県人事委員会及び神奈川県警察本部長との警察官採用試験の第 1 次試験の共同実施について	(非公開)	
議案第 14 号	事務局職員の人事について	(非公開)	
協議事項 1	職員等の退職管理に関する規則の制定について	(非公開)	
協議事項 2	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の制定について	(非公開)	
協議事項 3	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について	(非公開)	
報告事項 1	事務局職員の人事について	(公開)	

## 5 審議の状況 (結果)

### (1) 公開とした会議

[議案第 1 号]

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部改正について、決定した。

[議案第 2 号]

人事記録の管理に関する規則の一部改正について、決定した。

[議案第 3 号]

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について、決定した。

〔議案第 4 号〕

給料の特別調整額に関する規則の一部改正について、決定した。

〔議案第 5 号〕

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正について、決定した。

〔議案第 6 号〕

級別職務区分表の告示の一部改正について、決定した。

〔議案第 7 号〕

岩手県人事委員会事務局規定の一部改正について、決定した。

〔議案第 8 号〕

岩手県人事委員会公印規定の一部改正について、決定した。

〔報告事項 1〕

事務局職員の人事について、報告があった。

(2) 非公開とした会議

〔議案第 9 号〕

平成 28 年度岩手県職員採用 I 種試験の実施について、決定した。

〔議案第 10 号〕

平成 28 年度岩手県職員採用 II 種試験の実施について、決定した。

〔議案第 11 号〕

平成 28 年度岩手県職員採用 III 種試験の実施について、決定した。

〔議案第 12 号〕

平成 28 年度岩手県任期付職員採用試験の実施について、決定した。

〔議案第 13 号〕

平成 28 年度岩手県警察官採用試験の実施並びに警視総監、千葉県人事委員会及び神奈川県警察本部長との警察官採用試験の第 1 次試験の共同実施について、決定した。

〔議案第 14 号〕

事務局職員の人事について、決定した。

〔協議事項 1〕

職員等の退職管理に関する規則の制定について、協議した。

〔協議事項 2〕

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の制定について、協議した。

〔協議事項 3〕

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について、協議した。

6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

FAX 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

## 議案第1号

### 岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部改正について

平成28年3月16日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

---

#### 第1 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める等所要の整備をしようとするものである。

#### 第2 規則案の内容

地方公務員法の一部改正に伴い、「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める等所要の整備をすること。(第3条関係)

#### 第3 施行期日(附則関係)

平成28年4月1日から施行すること。

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則（昭和40年岩手県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務・任用担当の分掌事務</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) 職階制に関する計画に関すること。</u></p> <p><u>(13) 職員の研修及び勤務成績の評定</u>についての総合的企画及び勧告に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。</p> <p><u>(14)</u> [略]</p> <p><u>(15)</u> [略]</p> <p><u>(16)</u> [略]</p> <p>審査・給与担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員に対する不利益処分についての<u>不服申立て</u>に関すること。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(7) 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究等に関すること。</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>(10) 職員の研修<u>及び勤務成績の評定</u>についての総合的企画及び勧告に関すること（総務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。）。</p> <p>(11)・(12) [略]</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務・任用担当の分掌事務</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) 職員の人事評価及び研修</u>についての総合的企画及び勧告に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。</p> <p><u>(13)</u> [略]</p> <p><u>(14)</u> [略]</p> <p><u>(15)</u> [略]</p> <p>審査・給与担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員に対する不利益処分についての<u>審査請求</u>に関すること。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>人事評価</u>、給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究等に関すること。</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>(10) 職員の<u>人事評価及び研修</u>についての総合的企画及び勧告に関すること（総務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。）。</p> <p>(11)・(12) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 議案第2号

### 人事記録の管理に関する規則の一部改正について

平成28年3月16日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

---

#### 第1 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、「勤務評定」を「人事評価」に改める等所要の整備をしようとするものである。

#### 第2 規則案の内容

地方公務員法の一部改正に伴い、「勤務評定」を「人事評価」に改める等所要の整備をすること。(第7条関係)

#### 第3 施行期日等

- (1) 平成28年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずること。(附則第2項関係)

人事記録の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

人事記録の管理に関する規則の一部を改正する規則

人事記録の管理に関する規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(付属書類)</p> <p>第7条 任命権者は、職員が提出した<u>次の各号に掲げる書類を</u>履歴カードの付属書類として保管しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>勤務評定の記録</u>で任命権者が必要と認めるもの</p> <p>(6)～(10) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(付属書類)</p> <p>第7条 任命権者は、職員が提出した<u>次に掲げる書類を</u>履歴カードの付属書類として保管しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>人事評価の記録</u>で任命権者が必要と認めるもの</p> <p>(6)～(10) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の人事記録の管理に関する規則第7条第1項第5号に掲げる書類の保管については、この規則による改正後の人事記録の管理に関する規則第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 議案第3号

## 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について

平成28年3月16日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

## 第1 改正の趣旨

行政不服審査法の全部改正に伴い、「不服申立て」を「審査請求」に改めようとするものである。

## 第2 規則案の内容

行政不服審査法の全部改正に伴い、「不服申立て」を「審査請求」に改めること。(第2条関係)

## 第3 施行期日等

- (1) 平成28年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずること。(附則第2項関係)

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和28年岩手県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特例)</p> <p>第2条 前条の職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 法第49条の2第1項の規定による不利益処分に関する <u>不服申立て</u>をし、人事委員会からの呼出しに応じてその審査等に出頭する場合</p> <p>(8) [略]</p>	<p>(特例)</p> <p>第2条 前条の職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 法第49条の2第1項の規定による不利益処分に関する <u>審査請求</u>をし、人事委員会からの呼出しに応じてその審査等に出頭する場合</p> <p>(8) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 不利益処分に関する不服申立てであってこの規則の施行前にされた処分に係るものに係る職務に専念する義務の特例については、この規則による改正後の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第7号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 議案第4号

## 給料の特別調整額に関する規則の一部改正について

平成28年3月16日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

---

## 第1 趣旨

警察の組織改編に伴い、所要の改正をしようとするものである。

## 第2 規則案の内容

警察の組織改編に伴う組織規則の改正（3月25日公布、同月28日施行）に  
合わせ、所要の改正をすること。（別表第1関係）

## 第3 施行期日（附則関係）

平成28年3月28日から施行すること。

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第 号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）						
組 織	区 分						組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
[略]							[略]						
警 察	[略]						警 察	[略]					
	警 察 署	署長（盛岡東、盛岡西、紫波及び花巻に限る。）	署長（岩手、北上、水沢、一関、大船渡、釜石、宮古、久慈及び二戸に限る。）	[略]	[略]	刑事官		警 察 署	署長（盛岡東、盛岡西、花巻及び北上に限る。）	署長（岩手、紫波、水沢、一関、大船渡、釜石、宮古、久慈及び二戸に限る。）	[略]	[略]	刑事官 <u>交通官</u>
[略]							[略]						
[略]							[略]						
備考 改正部分は、下線の部分である。													

附 則

この規則は、平成28年 3 月28日から施行する。



### 【大船渡警察署及び釜石警察署】

震災復興に伴う新市街地形成に関する道路協議（交通規制要望）が近年増加し、平成 28 年度以降は震災前の 3～6 倍にまで急増する可能性があること。

交通規制業務は警察署が主体であり、特に震災に伴い壊滅的な被害を受けた陸前高田市や大槌町に係る道路協議は、ゼロベースからの協議となることから、高度の知識と経験を有する職員を配置し、交通規制業務に関して、事前協議・地元調整等の渉外業務、審査業務、警察本部交通規制課との調整等を強化し、適正な交通規制業務を推進するものである。

なお、大船渡署に配置する交通官は、大船渡署（陸前高田市）の規制業務を最重点としつつ、釜石署（大槌町）の規制業務にも重点対応が必要であることから兼務発令する。

### ③ 格付け

職務の級 警視 公安職 6 級

給料の特別調整額 5 種

(理由)

警察署に置く他の官（地域官、刑事官）との均衡を図る。

## 3 措置案

### (1) 紫波警察署長及び北上警察署長の格付け変更（施行日：定期人事異動日の日）

紫波警察署長 職務の級：公安職 8 級 給料の特別調整額：3 種

北上警察署長 職務の級：公安職 9 級 給料の特別調整額：2 種

(理由)

- ・管内の情勢の変化に対応したものであること。
- ・職員定数及び管内人口を考慮し、県内の警察署間の均衡を図るものであること。

### (2) 交通官の設置（施行日：定期人事異動日の日）

交通官の職務の級 公安職 6 級

給料の特別調整額 5 種

(理由)

部下職員を管理監督する管理職の職責があること、また、警察署に置く他の官（地域官、刑事官）との均衡を図ることを考慮するものであること。

## 議案第5号

## 職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正について

平成28年3月16日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

---

**第1 趣旨**

学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、本県において新たに「義務教育学校」が設けられることに伴い、所要の整備を行うもの。

**第2 規則案の内容**

単位機関とされる学校の種類として、新たに「義務教育学校」を加えるもの。（第2条関係）

**第3 施行期日（附則関係）**

平成28年4月1日から施行する。

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 所属機関 課、公所その他これに準ずるもので第6号に規定する給与支給機関の所管上の単位機関として取り扱われるものをいう。ただし、市町村立の小学校及び中学校については、本文にいう単位機関とみなす。</p> <p>(5)～(7) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 所属機関 課、公所その他これに準ずるもので第6号に規定する給与支給機関の所管上の単位機関として取り扱われるものをいう。ただし、市町村立の小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>については、本文にいう単位機関とみなす。</p> <p>(5)～(7) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正について

### 1 改正の趣旨

学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、本県において新たに「義務教育学校」が設けられることに伴い、所要の整備を行うもの。

### 2 改正の内容

単位機関とされる学校の種類として、新たに「義務教育学校」を加えるもの。

単位機関…給与支給機関（総務事務センター所長）における給与の支給事務上の組織の単位

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 所属機関 課、公所その他これに準ずるもので第6号に規定する給与支給機関の所管上の単位機関として取り扱われるものをいう。ただし、市町村立の小学校及び中学校については、本文にいう単位機関とみなす。</p> <p>(5)～(7) [略]</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 所属機関 課、公所その他これに準ずるもので第6号に規定する給与支給機関の所管上の単位機関として取り扱われるものをいう。ただし、市町村立の小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>については、本文にいう単位機関とみなす。</p> <p>(5)～(7) [略]</p>

### 3 施行期日

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 議案第6号

## 級別職務区分表の告示の一部改正について

平成28年3月16日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

---

## 第1 趣旨

警察の組織改編に伴い、所要の改正をしようとするものである。

## 第2 告示案の内容

警察の組織改編に伴う組織規則の改正（3月25日公布、同月28日施行）に  
合わせ、所要の改正をすること。（2公安職給料表関係）

## 第3 施行期日

平成28年3月28日から施行すること。

岩手県人事委員会告示第 号

級別職務区分表（平成18年岩手県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、平成28年3月28日から施行する。

平成28年3月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

改正前				改正後			
2 公安職給料表				2 公安職給料表			
区 分	[略]	8 級	9 級	区 分	[略]	8 級	9 級
警 察	[略]	[略]		警 察	[略]	[略]	
警察署		警視（岩手、 <u>北上</u> 、水沢、一関、大船渡、釜石、宮古、久慈及び二戸の署長に限る。）	警視（盛岡東、盛岡西、 <u>紫波及び花巻</u> の署長に限る。）	警察署		警視（岩手、 <u>紫波</u> 、水沢、一関、大船渡、釜石、宮古、久慈及び二戸の署長に限る。）	警視（盛岡東、盛岡西、 <u>花巻及び北上</u> の署長に限る。）
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

## 議案第7号

## 岩手県人事委員会事務局規程の一部改正について

平成28年3月16日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

**第1 改正の趣旨**

行政不服審査法の全部改正に伴い、「不服申立て」を「審査請求」に改める等所要の整備をしようとするものである。

**第2 改正の内容**

- (1) 行政不服審査法の全部改正に伴い、「不服申立て」を「審査請求」に改める等所要の整備をすること。(第6条関係)
- (2) その他所要の整理をすること。(第5条関係)

**第3 施行期日等**

- (1) 平成28年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずること。(附則第2項関係)

岩手県人事委員会訓令第 号

岩手県人事委員会事務局

岩手県人事委員会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会事務局規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会事務局規程（昭和41年岩手県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(行政文書の種類)</p> <p>第5条 行政文書の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 令達文書</p> <p>ア 人事委員会規則 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第8条第4項</u>の規定によるもの</p> <p>イ～オ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(行政文書の記号、番号等)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる行政文書には、当該各号に定める記号、番号等を記載しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 一般文書 人委、課名の頭字（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求、勤務条件に関する措置の要求又は不利益処分についての<u>不服申立て</u>に係るもの）にあつては、それぞれ「(災)」、「(措)」又は「<u>(不)</u>」及び番号。ただし、軽易な事案に属する行政文書には、番号を記載しないで、号外として処理することができる。</p>	<p>(行政文書の種類)</p> <p>第5条 行政文書の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 令達文書</p> <p>ア 人事委員会規則 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第8条第5項</u>の規定によるもの</p> <p>イ～オ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(行政文書の記号、番号等)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる行政文書には、当該各号に定める記号、番号等を記載しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 一般文書 人委、課名の頭字（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求、勤務条件に関する措置の要求又は不利益処分についての<u>審査請求</u>に係るもの）にあつては、それぞれ「(災)」、「(措)」又は「<u>(審)</u>」及び番号。ただし、軽易な事案に属する行政文書には、番号を記載しないで、号外として処理することができる。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
- この訓令の施行前にされた不利益処分についての不服申立てに係る行政文書の記号については、この訓令による改正後の岩手県人事委員会事務局規程第6条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 議案第8号

## 岩手県人事委員会公印規程の一部改正について

平成28年3月16日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

---

**第1 改正の趣旨**

公印の保管及び使用の適正な執行を図るため、知事部局の例にならい、  
所要の改正をしようとするものである。

**第2 改正の内容**

行政文書及び回議案を公印取扱者に提示し、公印取扱者の承認を得て、  
公印を使用すること。(第5条関係)

**第3 施行期日(附則関係)**

平成28年4月1日から施行すること。

岩手県人事委員会訓令第 号

岩手県人事委員会事務局

岩手県人事委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会公印規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会公印規程（昭和40年岩手県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公印の使用)</p> <p>第5条 公印を使用しようとするときは、押印しようとする行政文書を提示し、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。</p> <p>2 公印取扱者は、前項の請求があったときは、当該行政文書に<u>係る決裁の完了を確認の上、公印を使用させるものとする</u>。</p>	<p>(公印の使用)</p> <p>第5条 公印を使用しようとするときは、押印しようとする行政文書<u>及び決裁を完了した回議案</u>を提示し、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。</p> <p>2 公印取扱者は、前項の請求があったときは、当該行政文書と当該回議案とを照合し、押印を<u>適当と認めるものについて公印の使用を承認するものとする</u>。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。